

発全議政第201号

平成15年10月29日

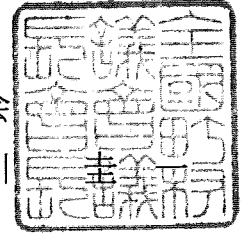
第27次地方制度調査会

専門小委員会委員長

松 本 英 昭 殿

全国町村議会議長会

会 長 中 川



「今後の地方自治制度のあり方について」の最終答申
に関する意見の提出について

貴専門小委員会では、「今後の地方自治制度のあり方について」の最終答申とりまとめに向けた審議がすすめられているところと仄聞しております。

本会では、去る10月3日に開催された専門小委員会において、意見陳述を行ったところではありますが、最終答申に本会の意見を是非反映していただきたく、別紙のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

最終答申に関する意見

全国町村議会議長会

「今後の地方自治制度のあり方について」の最終答申は、地方分権改革を推進していく観点からまとめるべきで、あくまでも地域住民による「自己決定・自己責任の原則」が最も重視されなければならないと考える。

よって、最終答申の取りまとめに当たり、下記の点について本会の意見を提出する。

記

1 市町村合併に対するスタンス

市町村合併は地方分権の大原則である「自己決定・自己責任の原則」に則り、あくまでも自主的合併であること。

2 市町村合併の目標となる人口規模

合併の目標としての人口規模については、法令上の明記を行うべきではないこと。

また、自由民主党地方自治に関する検討プロジェクトチームの「今後の市町村合併の推進に対する基本的な考え方」（平成 15 年 10 月 3 日）にあるような『市町村が最低限有すべき人口』の考え方は採る

べきではないこと。

人口規模と自治能力の間には何ら関係がない。この点、昭和 38 年の最高裁判決を重視すべきである。

3 市町村合併に対する都道府県知事の関与

中間報告では、都道府県の「合併に関する基本構想」の策定を「必要に応じて」とし、任意としている。一方、自由民主党地方自治に関する検討プロジェクトチームの「今後の市町村合併の推進に対する基本的な考え方」（平成 15 年 10 月 3 日）では、その策定を義務付けている。

都道府県の自己決定権を制約すべきではなく、あくまでも任意とすべきであること。

また、都道府県知事が合併協議会や合併に関して、住民投票を求めることができるとする制度の創設は、市町村の自己決定権を制約するものであり認められないこと。

4 法人格を有する地域自治組織

仄聞すると、このタイプの地域自治組織が設置できる場合として、離島などを挙げ、具体的に限定する考えがあるようであるが、平成 15 年 10 月 17 日の「地域自治組織制度の基本的考え方」のとおり、その判断は合併協議に委ねるべきであり、また、期限についても同様、合併協議に委ねるべきであること。

5 段階補正の見直し

合併の目標としての人口規模と段階補正の見直しをリンクさせることは絶対に認められないこと。

リンクさせることは、結局、合併を強制することになる。

6 事務配分特例方式

事務配分特例方式は町村の自治を否定するものであり、絶対に認められないこと。

7 三位一体の改革

税源移譲によって恩恵に浴しない町村の財源を確保するため、地方交付税の財源保障機能は絶対に堅持すること。

また、不交付団体となる自治体との財政力格差を是正するため、地方交付税以外の財政措置を構すべきであること。